

令和2年第11回

印西市教育委員会定例会会議録

令和2年11月11日（水）

令和2年第11回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和2年11月11日(水)午後3時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

臨時代理の報告について(印西市通学区域審議会委員の委嘱)

日程第 5 報告第2号

臨時代理の報告について(通学区域審議会諮問)

報告第 6 報告第3号

印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 7 議案第1号

令和2年度教育費補正予算について

日程第 8 議案第2号

令和2年度教育委員会の点検・評価について

日程第 9 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	大 野 忠	寄
2 番	委 員	寺 田 充	良
3 番	委 員	鈴 木 裕	枝
4 番	委 員	栃 尾 知	子

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(5名)

教 育 部 長	高 橋	清
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	坂 卷 順	一
学 務 課 長	渡 邊 義	規

指 導 課 長 吉 野 高 明
生涯学習課長 鈴木 圭 一

職務のため出席した職員(3名)

教育総務課課長補佐 平 川 幸 弘
教育総務課
総務係 主幹 五 代 敦 子
教育総務課
総務係 主査補 浅 野 嘉 人

(15時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより令和2年第11回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。
ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、3番、鈴木委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。
本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。
経過報告です。

10月2日金曜日、フェイスシールド寄贈式が市役所であり、同席をいたしました。千葉メガネ株式会社より学校の養護教諭向けにフェイスシールドを寄贈していただきました。29個いただきました。

5日月曜日、教育事務所長学校訪問が六合小、印旛中、小倉台小学校であり、同席をいたしました。

8日木曜日、順天堂大学女子陸上監督市長表敬訪問があり、同席をい

たしました。監督の鯉川さんと選手1人、マネジャーですが来まして、全日本の大会が10月25日仙台で行われ、結果としてはご承知かもしれませんが、11位ということで、残念ながらシード権は取れなかったということでございます。

12日月曜日、第6回市校長会議が本塾中であり、出席をしてみいました。

19日月曜日、第6回市教頭会議が教育センターであり、出席をしてみいました。

20日火曜日、教育事務所次長学校訪問が木刈小、木刈中、滝野中であり、同席をしてみいました。

21日水曜日、給食センター運営委員会、第2回目となりますが、中央学校給食センターであり、出席をいたしました。

26日月曜日、印西市上級職員面積が28日まで3日間あって、出席をいたしました。

29日木曜日、第6回臨時市校長会議が教育センターであり、出席をいたしました。

11月に入りまして、3日火曜日、文化の日印西市功労表彰式典がふれあいセンターいんばであり、出席をいたしました。委員の皆様にもご臨席をいただきました。誠にありがとうございます。

4日水曜日、就学指導委員会、2回目になります。市役所であり、出席をいたしました。

5日木曜日、全国都市教育長協議会第4回常任理事会及び理事会が東京都であり、出席をしてみいました。

10日火曜日、通学区域審議会が市役所であり、出席をいたしました。

11日水曜日、本日ですが、情報教育授業の教育委員視察が原山小であり、出席をしてみいました。委員の皆様にも参観をいただき、ありがとうございます。

そして、現在、第11回教育委員会定例会が開催されております。

行事予定でございます。

11月13日金曜日、第3回印教連定例常任委員会が佐倉市であり、出席をしてみいます。それに引き続いて、第3回印旛地区教育長会議が佐倉市であり、出席をいたします。

16日月曜日、印旛郡市文化財センター理事会が佐倉市であり、出席をしてみいます。同日ですが、総合教育会議が市役所であり、出席をいたします。委員の皆様にもご出席、よろしく願いいたします。

17日火曜日、第7回市校長会議が内野小学校であり、出席をいたします。

18日水曜日、就学指導委員会の3回目が市役所であり、出席をいたします。

24日火曜日、教育事務所次長学校訪問が船穂小、船穂中、小林小であ

り、出席をしてまいります。

25日水曜日、就学指導委員会4回目が市役所であり、出席いたします。例年3回で終わっていたんですが、対象となる児童数が増えてまいりまして、今年から4回実施ということでございます。

30日月曜日、第4回市議会定例会が開会されます。会期は12月18日までの予定です。

12月に入りまして、11日金曜日、第12回教育委員会定例会が開催される予定となります。

以上ですが、何かご質問ございますでしょうか。

各 委 員
教 育 長

なし

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、大野教育長職務代理者をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

職 務 代 理 者
(報告第1号)

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

職 務 代 理 者

日程第4 報告第1号 臨時代理の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学 務 課 長

報告第1号 臨時代理の報告について。

印西市通学区域審議会設置条例第3条に規定する印西市通学区域審議会委員の委嘱を印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項の規定により、次のように臨時代理により処理したので、同条第3項の規定により報告する。

令和2年11月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

印西市通学区域審議会の委員といたしまして、その表にあります7名の方々に令和2年11月10日付で委員を委嘱したものでございます。任期につきましては、令和2年11月10日から答申の日までとなっております。

なお、1番委員、2番委員、3番委員及び7番委員については、教育公務員特例法第17条第1項の規定により兼職を認め、条例で定める報酬及び費用弁償を支給するものでございます。

以上です。

職 務 代 理 者
各 委 員

これより質疑を行います。質疑はありますか。

職 務 代 理 者

なし

質疑なしと認めます。

(報告第2号)

以上で報告第1号を終わります。

職 務 代 理 者

日程第5 報告第2号 臨時代理の報告についてを議題とします。

学 務 課 長

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

議案第2号 臨時代理の報告について。

印西市通学区域審議会設置条例第2条の規定に基づく印西市通学区域審議会への諮問について、印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理により処理したので、同条第3項の規定により報告する。

令和2年11月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

次のページをご覧ください。

諮問書の写しとなっております。

今回の諮問事項は、滝野中学校及び西の原中学校に係る通学区域の変更についてでございます。

諮問理由につきましては、滝野中学校の通学区域である牧の原二丁目、牧の原三丁目、牧の台二丁目、牧の台三丁目及び草深の一部について、今後の生徒数及び学級数の推移等を踏まえ、隣接する西の原中学校の通学区域に変更したく、審議をお願いするものでございます。

ただいま申し上げました対象の地区は、次のページの資料に示したところとなります。

黄色いところが現在の滝野中学校の通学区域ですが、今回の見直し対象地区は、黄色のところの青い点線、真ん中にあると思うんですが、青い点線から西側の地区となります。左の地図が滝野中学校を中心とした距離を示したもので、右の地図は西の原中学校を中心とした距離を示したものとなっております。

また、その次の右上に資料と書かれています、とじ込んだものですが、こちらは昨日開催をいたしました通学区域審議会で配付したものでございます。

この資料の1ページ、1をご覧ください。

牧の原小学校及び滝野中学校の現状等の中に記載がありますように、牧の原小学校は令和7年度、滝野中学校は令和13年度に児童・生徒のピークを迎え、教室の不足が予想されます。そのため、今後学校施設の増改築を行ってまいります。滝野中学校につきましては、学校敷地の関係から増改築を行ったとしてもピーク前の令和10年度には教室の不足が発生する可能性があります。

資料2ページの(1)の表ですけれども、こちらは現行の通学区域のままの推移となっております。令和13年度には通常学級が28学級となる見込みでございます。

今回の諮問で行ったような通学区域を変更しますと、3ページの(3)の表にありますように最大で21学級の見込みとなります。滝野中学校の増築後の普通教室数は転用可能教室を含めても25教室ですので、特別支援

学級を含めましても、25教室ですので、何とか通学区域を変更することで教室の不足は解消できると見込んでおります。

なお、西の原中学校につきましても、4ページの(5)、それから6にありますように、通学区域を変更しても何とか対応できる見込みでありますことから、先ほど申し上げました対象地区について、西の原中学校への通学区域の見直しを検討する必要があると考えて諮問したところでございます。

以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

寺田委員。

寺田委員

この計画で行けば、校舎の増築等は考えないで済むんですか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

滝野中学校については、12教室分増築をいたします。それから、西の原中学校はぎりぎり今のところでは何とかできるのかなど。ただ、再増築の可能性が多少はあります。でも、今のところはぎりぎりというところですよ。

職務代理者

寺田委員。

寺田委員

滝野中の増築の場合は、敷地は確保できるんですか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

今、建っている校舎の西側のところに駐車場のようスペースがあるんですけども、そこに3階建てで12教室分造る予定でおります。

職務代理者

教育総務課長。

教育総務課長

この人口増に関して、原小学校、後で議案に出てくるんですが、補正予算が通りまして、10教室分増築する予定でございます。議案第1号でこれから出てきます。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員

ここにあるように今回は中学校の通学区域について、滝野中学校から西の原中学校に変更するものであり、小学校の通学区域を変更することは考えておりませんということですので、児童ではなく、生徒が対象になるかと思うんですが、そうなったときに、これは徒歩通学になるのでしょうか。それとも自転車通学等を許可するのでしょうか。そのあたりを教えていただければと思います。

職務代理者

学務課長。

学務課長

その判断は学校で校長がするものなんですが、一般的に何キロまで徒歩という目安があって、それよりも遠い子には自転車通学を許可するというようなやり方になっておりますので、個々の判断になるかと思いません。

職務代理者

鈴木委員。

鈴木委員

可能性が、自転車で通学してもいいよというふうになるケースもある

職務代理者
学務課長
職務代理者
鈴木委員

ということですね。

学務課長。

お見込みのとおりでございます。

鈴木委員。

分かりました。

交通面に気をつけて生徒が通えるように、今、歩いていてもいろいろな危険がありますけれども、自転車だとまたさらに危険が増しますので、そのあたりの指導等を徹底的にやっていただければと思います。お願いします。

職務代理者
栃尾委員
職務代理者
各委員
職務代理者

栃尾委員。

私も危険箇所のところが気になったので、結構です。

ほかに質疑はありませんか。

なし

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

(報告第3号)
職務代理者

日程第6 報告第3号 印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

報告第3号 印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定したので報告する。

令和2年11月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

では、ご説明いたします。資料をご覧ください。

印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月27日。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

印西市教育委員会規則第5号で、この一番下の行にありますけれども、別記第2号様式を次のように改めるとしたものです。

1枚めくっていただきまして、別記第2号様式の今回の改定では、この票の真ん中、個人別総所得額というのが新しく入りました。それから、もう一つ中段付近の所得控除の上から4段目です。ひとり親又は寡婦控除の額という欄が新設されたものでございます。

2枚めくっていただきまして、今回の改正の理由でございますが、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領の改正に伴うものでご

ございます。

施行期日は令和3年4月1日でございます。

4の新旧対照表の新しい欄の2、3にありますように、今回様式を改めますが、当分の間は旧様式での提出についても対応するというものでございます。

以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

(議案第1号)
職務代理者

日程第7 議案第1号 令和2年度教育費補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

議案第1号 令和2年度教育費補正予算について。

令和2年第4回印西市議会定例会に提出する令和2年度教育費補正予算について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和2年11月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、全体の概要についてご説明いたします。

次の資料の議案第1号 令和2年度教育費補正予算(令和2年第4回印西市議会定例会)をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

21款諸収入の減によりまして、歳入予算の総額から201万8,000円を減額するものでございます。

次に、2ページから4ページにかけてお願いいたします。

歳出でございます。

9款教育費の1項教育総務費の減、2項小学校費の増、3項中学校費の増、5項社会教育費の増及び6項保健体育費の減を合わせまして、歳出予算の総額を1,534万円を増額するものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。

3つの業務委託につきまして、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

詳細につきましては、各担当課長からご説明申し上げます。

以上でございます。

職務代理者
指導課長

指導課長。

それでは、1-1ページをご覧ください。

歳入で指導課でございます。

21款5項2目2節事業参加者負担金201万8,000円の減額補正でございます。

補正理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止による事業中止に伴い減額するものでございます。内容としまして、イングリッシュトレセン参加者負担金1万8,000円、中学生海外派遣参加者負担金200万円でございます。

続きまして、1-2ページをご覧ください。

歳出です。

まず、指導課でございます。

9款1項3目国際理解教育推進事業、総額で916万7,000円の減額補正でございます。内訳は10節需用費、合わせて4万円、11節役務費16万9,000円、12節委託料895万4,000円。

補正理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止による事業中止に伴い減額補正するものでございます。内容としまして、イングリッシュトレセン3万4,760円、中学生海外派遣913万2,240円でございます。

以上です。

学務課長。

続けて、1-3ページ上段をご覧ください。学務課でございます。

9款1項3目きめ細やかな教育の充実事業といたしまして、39万3,000円の減額補正でございます。

補正の理由でございますが、国や県に準拠した給与改定に伴いまして、会計年度任用職員である学習指導員、介助員の期末手当を減額するものでございます。

以上でございます。

指導課長。

続きまして、下段をご覧ください。指導課でございます。

9款1項3目国際理解教育推進事業(英語教育コーディネーターに要する経費)3万6,000円の減額補正でございます。

補正理由につきましては、給与改定に伴い会計年度任用職員の期末手当を減額するものでございます。

続きまして、次の1-4ページの上段をご覧ください。

9款1項3目部活動推進事業150万円の減額補正でございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止による事業中止に伴い減額するものでございます。内容としまして、各種陸上大会にてバス借り上げ料150万円でございます。

下段をご覧ください。

9款1項3目小学校駅伝競走大会、総額で108万8,000円の減額補正でございます。内訳は7節報償費、合わせて10万1,000円、10節需用費5万

職務代理者
学務課長

職務代理者
指導課長

7,000円、12節委託料93万円。

補正理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止による事業中止に伴い減額するものでございます。内訳としまして、駅伝競走大会バス借り上げ料93万円、そのほか関連経費15万8,000円でございます。

下段をご覧ください。

9款1項4目教育情報収集・活用事業(学校司書に要する経費)4万9,000円の減額補正でございます。

補正理由につきましては、給与改定に伴い会計年度任用職員の期末手当を減額するものでございます。

次のページ、1-6をご覧ください。

9款1項4目適応指導教室事業、総額で46万6,000円の増額補正でございます。内訳は、10節需用費、合わせて13万5,000円、11節役務費3万1,000円、17節備品購入費30万円。

補正理由につきましては、本埜公民館に開設予定の緑のまきば「森のステーションまきば」の開設に伴う経費を増額するものでございます。

続いて、中段をご覧ください。

9款1項4目適応指導教室事業(適応指導教室指導員に要する経費)2万円の減額補正でございます。

補正理由につきましては、給与改定に伴い会計年度任用職員の期末手当を減額するものでございます。

職務代理者
教育総務課長

教育総務課長。

それでは、1-7ページ下段をご覧ください。

9款2項1目小学校施設整備改修事業、委託料につきまして863万円増額補正をするものでございます。

補正理由につきましては、原小学校区の児童数の急増に対応するため、原小学校校舎増築工事のための設計業務委託料を増額するものでございます。10教室の増築を予定してございます。

以上です。

職務代理者
学務課長

学務課長。

では、1-8ページ上段をご覧ください。

9款2項1目小学校管理運営に要する経費といたしまして、1,025万6,000円の増額補正でございます。内訳は、11節役務費178万8,000円、17節備品購入費846万8,000円となっております。

補正理由でございますが、小学校の電話及びファクスの使用料の増加によりまして、不足が生じるため補正するものでございます。また、小学校児童用図書購入費として印旛中学校、宮下豊教諭からのご寄附があり、今年度購入分を補正するものでございます。宮下教諭につきましては、2年余りの闘病生活の末、非常に残念ながら9月にご逝去されました。教諭は闘病中に読書を通して大いに励まされ、勇気づけられた思い

を印西市の子どもたちに伝え、本の持つ力を知ってもらいたいという思いでご寄附をいただいたものでございます。

次に、下段をご覧ください。

9款2項2目10節需用費292万5,000円の増額補正でございます。

補正理由でございますが、小学校教師用教科書下巻の特別支援学級分及び令和3年度の学級増分、また5、6年生の英語のデジタル教科書を購入するため補正するものでございます。

続けて、1-9ページ上段をご覧ください。

9款2項2目18節修学旅行費補助金といたしまして、90万9,000円の増額補正でございます。

補正理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、学校が修学旅行を中止または延期した場合に係る経費に対して補助するために補正するものでございます。これは、旅行費用とは別に業者と契約した段階で発生しております企画料金について、家庭の経済的負担を考慮して補助するものでございます。

続いて、下段をご覧ください。

9款3項1目中学校管理運営に要する経費といたしまして、399万3,000円の増額補正でございます。内訳は、11節役務費13万5,000円、17節備品購入費385万8,000円でございます。

補正理由は先ほどの小学校と同様でございます。

1-10ページ上段をご覧ください。

9款3項2目10節教材整備に関する経費需用費1,160万2,000円の増額補正でございます。

補正理由ですが、令和3年度から使用する中学校教科書の改訂に伴いまして、必要となります教師用教科書及び指導書、また教科は未定ですが1教科分のデジタル教科書を購入するための補正でございます。

続いて、下段をご覧ください。

9款3項2目18節修学旅行費補助金といたしまして、235万7,000円の増額補正でございます。

補正理由につきましては、先ほどの小学校と同様でございます。

以上でございます。

生涯学習課長。

続きまして、生涯学習課でございます。

1-11ページの上段をご覧ください。

9款5項4目中央公民館施設管理に要する経費でございます。内訳としましては、10節需用費、消耗品費、その他雑用品費として13万5,000円の増額補正でございます。

補正理由としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのアルコール消毒液などの消耗品を購入するための増額補正をするものでございます。

職務代理者
生涯学習課長

続きまして、下段でございますが、9款5項6目文化ホール施設管理に要する経費でございます。内容としましては、10節需用費、消耗品費、耐久消耗品費として29万1,000円、17節備品購入費、備品購入費として庁用備品として56万3,000円の増額、合計85万4,000円の増額補正でございます。

補正理由でございますが、文化ホールを開館するに当たり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じるため、多目的室や会議室などで使用するための飛沫防止対策用の机上パーテーションやホールでの客席間隔を確保するための客席用カバー、また備品購入として、換気用の扇風機や空気清浄機、来館者用の発熱感知測定器などの購入に伴い増額補正するものでございます。

職務代理者
指導課長

指導課長。

1-12ページをご覧ください。指導課でございます。

9款6項1目学校保健事業、学校保健集団検診委託1,453万4,000円の減額補正でございます。

補正理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止による事業の縮小実施、または一部中止に伴い減額するものでございます。

以上でございます。

職務代理者
教育総務課長

教育総務課長。

それでは、私から債務負担行為につきましてご説明をいたします。

1-13ページをご覧ください。

上段でございます。

原小学校校舎増築工事設計業務委託につきまして、債務負担行為を設定いたします。

債務負担行為を必要とする理由でございますが、原小学校における生徒数の増加に伴い、今年度において早急に設計業務に取りかかる必要があるためでございます。設計には7か月程度要し、設計業務が令和3年度8月末までかかるために、今回債務負担行為を設定いたします。

債務負担行為の限度でございますが、期間につきましては、令和2年度から令和3年度まで、金額につきましては、2,877万6,000円でございます。

年度ごとの内訳でございますが、令和2年度につきましては863万円、令和3年度につきましては2,014万6,000円でございます。

以上でございます。

職務代理者
指導課長

指導課長。

では、下段をご覧ください。指導課でございます。

9款1項4目教育情報収集・活用事業3,579万8,000円の補正でございます。

補正理由につきましては、G I G Aスクール構想における1人1台端末環境でのI C Tを活用した事業を令和3年4月から導入するに当たり、I

C T支援員によるサポートを行うため、債務負担行為を設定するもの
でございます。

債務負担行為の限度額3,579万8,000円、設定期間ですが、令和2年度
から令和3年度までで、年度区分といたしまして、令和2年度は0円、令
和3年度は3,579万8,000円、合計3,579万8,000円でございます。

続きまして、1-14をご覧ください。

9款6項1目学校保健事業、学校保健集団検診委託2,265万2,000円の補
正でございます。

補正理由につきましては、学校安全保健法により、6月30日までに実
施しなければならない健康健診でありまして、4月からの実施に向けて
準備期間を要するため、債務負担行為を設定するものがございます。

債務負担行為の限度額は2,265万2,000円、設定期間は令和2年度から
令和3年度までで、年度区分といたしまして、令和2年度が0円、令和3年
度が2,265万2,000円となります。

以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

1-7ページ、17節の一番上のこの緑のまきば「森のステーションまき
ば」はどちらに開設されたんですか。

職務代理者

指導課長。

指導課長

もともと合併する前に印旛村では、今の印旛公民館、それから本埜村
では本埜公民館で適応指導教室がございまして、これら合併して、2つ
のところは休止というような形でございました。そこを今、そうふけふ
れあいの里にある教育センターのところの緑のまきばでは、子どもの数
が多くなってきたところがありまして、それで本埜公民館の休止状態
であった森のステーションまきばを、ここを改めて開設するというような
意味合いのものでございます。

栃尾委員

分かりました。ありがとうございます。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

寺田委員。

寺田委員

学務課長にお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症による修学旅行中止の件ですけれども、こ
の返金に係る経費の補助というのは、契約書にもうたわれていたこと
ですか。お願いします。

職務代理者

何ページでしょうか。

寺田委員

1-9。

職務代理者

1-9ページですね。

学務課長。

学務課長

契約の段階でこの企画料というのは必ず発生してしまうものだという
ことで、それについての補助。それ以外の旅行費用に関してはやはりそ

れが、キャンセル料がかからないような段階で中止の判断をする、そのように学校で対応しているところです。

職務代理者

寺田委員。

寺田委員

一応、企画した時点で経費はかかると。企画料。

職務代理者

学務課長。

学務課長

業者と契約した段階でもう発生するというものです。

寺田委員

分かりました。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

各委員

なし

職務代理者

これで質疑を終わります。

議案第1号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(議案第2号)

職務代理者

それでは、日程第8 議案第2号 令和2年度教育委員会の点検・評価についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第2号 令和2年度教育委員会の点検・評価について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定する報告書を別紙のとおり作成し、同行の規定によりこれを議会に提出し、公表する。

令和2年11月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

議案第2号につきまして、お手元にお配りしております点検・評価報告書に基づきまして、概要をご説明させていただきます。

まず、2ページ、3ページをご覧ください。

教育委員会に関する事務の点検・評価等に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により実施するものでございます。

3ページ下段の法律の条文を見ていただきますと、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。

点検・評価につきましては、平成31年度に実施した教育施策、7の主な施策と22の主な取組を対象として行い、点検評価に当たりましては、主な取組ごとに「S、A、B、C」の4段階で評価し、評価理由と今後

の課題を示すこととしております。

これまで、2ページ下段の点検評価の流れに基づきまして、担当課による点検評価、部長、教育長による評価を行い、また学校教育、生涯学習それぞれの分野の学識経験者を点検評価委員として委嘱し、ご意見をいただいているところでございます。

これらを踏まえまして、教育委員会会議において最終評価をしていただくものでございます。

13ページから32ページにかけましては、22の評価対象事業の点検評価結果とリーディング施策の実施内容及び達成度を記載してございます。

32ページから45ページにかけましては、点検評価に関するまとめと点検評価委員から頂きましたご意見を記載してございます。

評価につきましては、22事業中22事業がA評価という結果になってございます。

点検評価委員の皆様のご意見は、学校教育分野、生涯学習分野に分けて、37ページから45ページに記載のとおりでございます。

報告書の概要は以上でございます。

なお、今後の予定でございますが、本日、報告書についての議決をいただきましたら、12月市議会に提出させていただきます、その後、市のホームページに掲載する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

鈴木委員。

鈴木委員

私は4つの質問と2つの意見を述べさせていただきます。

ページ順を追って一つ一つやらせていただいてよろしいですか。

まず、15ページです。

15ページの学ぶ力を育む教育の充実というところで、(1)のところ、教職インターンシップ「あすなる先生」の派遣というのがあります。これは何年か続けてやっていたらっしゃる事業だと思んですが、今年度、この6小学校と6中学校はどこの学校だったのかということと、児童・生徒があすなる先生とどのように過ごしたのか、また教育的な効果としてどのようなことが上げられるのかということをもとに質問の1点目とさせていただきます。

職務代理者
指導課長

指導課長。

ではお答えいたします。

あすなる先生でございますが、主に秀明大学との連携です。今年度予定していた小学校は木刈小、内野小、原山小、高花小、小倉台小、原小で、中学校は印西中、船穂中、原山中、西の原中、印旛中、本埜中でございます。ただし、今年度は新型コロナウイルスの関係で学校も閉じ、やっていたなかった時期もありますが、秀明大学自体は全寮制でございま

して、恐らくまだ学生を集めていない状況かなど。今年度に関しては、各学校にあすなろ先生は来ていないという状況でございます。

ただ、今、委員からご質問がありました例年のあすなろ先生との過ごし方ですとか、教育効果、それについてお答えさせていただきますと、教科学習の支援、補充学習の支援、クラブや部活動の支援、特別な配慮を要する児童・生徒への支援、そういった活動を通しまして児童・生徒と接しております。あすなろ先生ですけれども、学校における諸活動を通して、ご自身、自らの専門性や特技を生かした指導補助、支援を行っていただきまして、教職への理解を深めてもらって、資質能力を高めるとともに、人材育成に効果を上げているというように考えております。

実際にあすなろ先生を体験して秀明大学から印西市に教師として採用になったという職員もおりますので、それが返ってくればいいなと考えております。もちろん全国各地から来ていますので、採用時点で印西にとどまるというような学生はそんなにはいないんですけれども、そういった形で人材育成をしているのかと思っております。

職務代理者
鈴木委員

鈴木委員。

ありがとうございます。

この質問自体が、ちょっとコロナ禍で、もしかしたら実施されていないのではないかなということをお願いながらの質問ではあったんですけれども、お答えいただきましてありがとうございます。補足的になりますけれども、人材育成という面では、このあすなろ先生の取組というのはすばらしいなと思ひまして、これは児童・生徒のみならず、あと、そして秀明大学の大学生のみならず、現場の教職員の先生方にも、ああそうだと、自分たちも教諭を目指したときには、この学生のような志があったなという、初心に変える意味ではすばらしい取組ではないかなと思っています。

是非、今後とも、この新型コロナウイルス収束後も続けていただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

続けてもよろしいですか。

職務代理者

お願いします。

鈴木委員

鈴木委員。

では、15ページから16ページにかけましての②確かな学力を育むための研修の充実というところですが、現場の先生方は非常によく学ばれているなと感じました。これは私からの意見になります。

ここに項目がたくさんありまして、本当に現場の先生方がこんなにもいろんな多岐にわたっての研修をなさっているのかということを感じました。また、それに企画されている指導課の先生方は本当にこれに対してはこれ、これに対してはこれというように、いろいろお考えを練って実施されているのではないかなということで、質の高い人材育成、先ほどの話の続きになりますけれども、寄与されているなというこ

とで、今後もぜひ続けていただきたいなと思いました。

これは意見です。

続けます。

20ページの(4)です。

学校給食の充実の印西市食育ミニマムというのはどういったものなのですかということで、ただシンプルな質問です。

職務代理者
指導課長

指導課長。(資料配付)

今、皆さんにお配りしたものがベースとなるものなんですけれども、市内のどの学校におきましても、食に関する指導が小学校から中学校の9年間を通しまして、発達段階に応じて継続的に実施できるように示した到達目標でございます。それぞれの発達段階におきましては、6つの系統として、食事の重要性、それから心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化を目標とする教材を作成しております。これは、栄養教諭や栄養士、それから各教諭が連携しまして、授業や給食のときにこの教材を活用することによりまして、食に関する指導を実践しやすくしたものです。ですので、これは主に給食センターの栄養士さんや栄養教諭さんが中心になりながら、もちろん指導課の担当もやっております。

先ほど委員からお褒めいただきました職員研修に関しましては、これはやはり教育センターが中心になっているということで、それぞれの部署でやれることをやっているというようなところでございます。

以上です。

職務代理者
鈴木委員

鈴木委員。

ありがとうございます。やっと内容がつかめました。ありがとうございます。

それでは、続けさせていただきます。

ちょっと先にいきます、41ページご覧いただけますでしょうか。

41ページの(4)ですけれども、①のところ、産学官民の連携・協力というところですが、産学官民の連携・協力において、現在ではどのような企業が協力してくださっているのでしょうか。また、今後協力が期待できそうな企業というのはありますでしょうか。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

産学官民の連携・協力につきましては、現状では、順天堂大学の親子で参加できるサッカー教室、バレーボール教室などの公開講座などを委託して行っております。また、市民アカデミーの事業として聖徳大学、川村学園女子大学、東京基督教大学ですとか、あと企業では竹中工務店、病院関係ですと日本医科大学千葉北総病院に講師をお願いして講義を行っていただいているところでございます。

今後期待ができそうな企業につきましては、市内の企業をはじめまして、千葉県のホームページに掲載されております、ちば家庭・学校・地

域応援企業に登録している企業などと学校等も参考にして、事業展開していかれたらと考えております。

以上でございます。

職務代理者
指導課長

指導課長。

今、生涯学習課長からありましたけれども、具体的に学校関係ですけれども、NPO法人東京学生大学こども未来研究所と、それからアマゾンウェブサービス、これが提携をしまして、STEM教育というものがあるんですけれども、STEM教育のプログラム教材などを寄贈されました。

STEM教育は、英語の頭文字S、T、E、Mになりまして、サイエンス、科学、テクノロジー、技術、それからエンジニアリング、工業、マスマティクス、数学、それらを連動させた教育ということで、今、取り組んでいるところであります。

小学校にはプログラミング教材としまして160ケース、それから中学校には技術・家庭科教材が120ケース寄贈されたということで、実際に産学官民、学校現場にも今ありがたい動きが出ているということをご報告させていただきます。

以上です。

職務代理者
鈴木委員

鈴木委員。

ありがとうございます。質問してみないと分からないことがたくさんありまして、意外なところで意外な企業が関わっていらっしゃるのか、あと期待が持てる場所では、アマゾンなどというのはすごく世界的に注目されている企業ですので、それを印西市の児童・生徒が関わっていけるとというのは素晴らしいことだと思います。是非、推し進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、これは私からの意見になります。

45ページご覧いただいてもよろしいでしょうか。

(2)の文化財の活用の④にありますように、印西市の魅力を内外に発信していくためにも、是非観光事業等の連携を推し進めていただきたいなと思っています。当市は本当に多岐にわたって先ほどにもありましたように、STEM教育にも目指せるようなテクノロジー、サイエンスという部分と、それから在来地区に継承されているような神楽ですとか、ああいったふるさとの伝統的な文化と、そういったものがすごく共存している市だと思います。

そういったところを内外にもっともっと発信していける機会ですとか、そういった理解が深まるとより一層この市の、当市の魅力が世界的にも伝わるのではないかなと思いますので、皆さん、是非頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

以上です。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

栃尾委員	栃尾委員。 私から質問が4つと意見を述べさせていただきたいんですけども、まず18、19ページ、(2)豊かな心を育む教育の充実、④のきめ細やかな教育支援の推進の(ア)適応指導教室事業の推進のところなんですけれども、1つ目は適応指導教室への通室できない児童・生徒への対応がどうなっているかお尋ねしたいことと、またフリースクール等と協力連携をされる予定があるのかということをお聞きしたいです。
職務代理者 指導課長	指導課長。 では、お答えします。 まずは、児童・生徒への対応ですけども、最初は学校で対応しまして、適応指導教室を紹介してもらえようようにしております。学校ごとにケース会議を開催して、その中にはスクールソーシャルワーカーですとか、あと北総地区の訪問相談担当教員がいますので、その教諭を経て個別に対応しております。 訪問相談担当教員が印旛管内で拠点の場所が決まっているんですけども、今年度は原小学校におります。
職務代理者 栃尾委員 職務代理者 指導課長	栃尾委員。 そのスクールソーシャルワーカーとか、そういうのは。 指導課長。 スクールソーシャルワーカー、これは派遣依頼をかけます。訪問相談担当教員のほうが動きやすいと。
職務代理者 栃尾委員 職務代理者 指導課長	栃尾委員。 なるほど、それが原小学校。 指導課長。 原小学校におります。 それから、フリースクール等との協力連携なんですけれども、これは令和元年に文部科学省発で不登校児童・生徒への支援の在り方という文書が出ています。これは学校以外の教育機関に通う児童・生徒を積極的に登校扱いにするように求められています。どういう形で登校扱いにするかということに関しては、これは学校としっかり話し合った上で、だから例えば学校に行っていない誰もが登校扱いできるわけではないんですけども、それらを話し合っています。
職務代理者 栃尾委員	それに連携して、一部のフリースクールとは活動内容が把握できる関係を今、築いているところでありますので、今後この範囲が広がっていくのではないのかというように考えているところです。 栃尾委員。 その適応指導教室に通室できない生徒、不登校になっている生徒の中で、私が長年不登校の保護者の母親の対応しているとよく聞くのが、先ほど学校から適応指導教室の相談をしていくということでお話しいただいたんですけども、私に対応している部分だけですよ、だけでいう

と、そこからの情報がなかなか入ってこないという現状が何件かあるんです。やっぱり見ていると、私からいうとクラスの先生だったり、学校の先生が自分たちのクラスの生徒が不登校になって、適応指導教室ありますよと言ってしまった場合、なぜか手放してしまうような、見放してしまうような、もしかしたら、私が思うところですよ、感覚がおありで、なかなかありますよと言える状況に、情報提供できる状況にないのかなというふうにちょっと感じるわけです。

だから、そうなった場合、例えばそういう状況に陥ったご家族にリーフレットというか、印西市では不登校とかそういう状況になったときに、このような形で支援をしていますよみたいな感じの学校から保護者に渡しやすいようなリーフレットとか作成していただくことを是非考えていただくと、その情報というのを保護者も取り入れやすく、まきばとかそういう存在を知りやすくなるのではないかなと思うんですけれども。

職務代理者
指導課長

指導課長。

まず、教育相談という形での小さなカードみたいなのを配布するというのがスタートで、それは実際にやっているところなんですけれども、あとは教育センターのホームページに緑のまきばというところがあって、活動が分かるようにもなっていますので、そこを進めていきたいなと。あと、今おっしゃるような何らかの周知ができるような方法は、また考えていく必要があるかなと思います。

職務代理者
栃尾委員

栃尾委員。

本日、不登校になった子がいるお母さんから、私にメールで連絡がありまして、まきばに見学に行ったときには、先生方が温かく迎えてくれて、学校、学校していないような、そういうところで。ちょっとマイノリティーじゃないですか、お母さんたちにとっても。そういうところではすごく助かる存在であるということで、私に感謝のメールがちょうど今日届いて、本当によくやっていただいているんだなと、よくこの気持ちを理解してくれて、対応してくれているんだなというところで、直接お礼というのが教育センターにはいかないかもしれないんですけれども、私に届いて、私自身がとてもうれしくて、本当によく頑張ってくれているということを私からも感謝したいと、引き続きよろしくお願ひします。

あと、もう一つ質問なんですけれども、(イ)の教育相談の充実のところ、スクールカウンセラー等の活用について、効果検証というのは行われているんですか。

職務代理者
指導課長

指導課長。

では、お答えいたします。

年に3回ですけれども、県教委による調査を実施しまして、活動内容の報告や解決、それから好転したような事例についての報告といったも

のがされています。

今、相談件数は減っていないので、これに関してはスクールカウンセラーの役割は重要度を増しているというように考えています。やはりこちらでも教育センターの教育相談担当と、それから県とでやり取りをしまして、スクールカウンセラーの活用をできるだけしやすいようにやっていきたいというようには思います。

効果検証は実際にされています。

職務代理者
栃尾委員

栃尾委員。

ありがとうございました。

実際そのスクールカウンセラーにかかられた保護者の方からご意見をいただくんですけども、やはりなかなか自分の胸の内を吐露できる場所がないということで、すごくいい機会になっているのではないかなとすごく思っていて、できるだけ順番待ちというか、どれぐらい待ちか分からないですけども、できるだけいい循環でカウンセリングが受けられる状況にはしていただきたいと思います。

それから、スクールカウンセラー等の中に、私の中でソーシャルワーカーという存在があるんですけども、現状ソーシャルワーカーさんを活用するに当たっては、学校の校長先生が使う、使わないというのを決められている現状に多分あると思うんです。なかなかスクールソーシャルワーカーという存在が保護者に周知されていない状況が結構あって、例えば保護者がそういう存在があるとしたらちょっと活用してみたいとなれば、校長先生も活用しようかとなりやすいと思うんですけども、そういった周知というのはスクールカウンセラーさんの場合は通信みたいなものを出しているから大分知られているとは思いますが、ソーシャルワーカーさんの存在の周知というのは、今どういう状況になっているんですか。

職務代理者
指導課長

指導課長。

今、現状としまして、スクールカウンセラー自体が県からの派遣で、各中学校とそれから小学校で3校の12名だったかと思うんですけども、そういった方々のいる学校につきましては、恐らく学校からのお便り等でこのような方がいると。あと、スクールカウンセラーさんがお手紙を出しているというようなところもあるかと思います。そういった形で主に中学校なんですけれども、広めていくという活動はしています。

職務代理者
栃尾委員

栃尾委員。

ありがとうございます。

では、次ですけども、意見と質問になるんですけども、各事業内容ごとの評価の細分化についてちょっとご意見と質問させていただきたいと思います。

ちょっと説明しづらいのでページをめくっていただいて、18ページ、19ページ、今、質問したところなんですが開いていただいて、例えば19

ページ上の施策評価Aとありますけれども、これは主な取組ごとに評価されているということは私も理解はしているんです。ですがこの施策評価というのは事業内容、例えば18ページにあります(2)の豊かな心を育む教育の充実の下にある例えば①情操教育の充実であったり、②体験活動の推進とか、③、④とあるんですけれども、このような事業内容それぞれの評価がまとめられたものが評価Aになっているものだろうと、私は解釈しているわけです。

ですが、この報告書には事業内容ごとの表記はなくて、事業内容それぞれ評価が行われているのかちょっと見えづらいなと思いました。

私としては、各事業内容ごとに評価の細分化がされているほうが職員の方々の頑張りをより理解できるというか、例えば①の情操教育の充実がもしかしたら実はSかもしれないし、その下がBなのかもしれないとか、そういうところでBからAに変わったんだね、Sなんだねというところで、評価しやすいですし、市民の皆様にとっても施策評価をより納得していただけるのではないかと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうかということと、また今後その表記の見直しなど考えておられるのかということをお尋ねしたいです。

職務代理者
教育総務課長

教育総務課長。

お答えいたします。

点検評価につきましては、まず事業内容に対する実績を点検評価し、教育施策の主な取組ごとにS、A、BまたはCを用い評価をしているところでございます。栃尾委員のご指摘のとおり、目標に対する成果としては分かりにくい部分があるかと思えます。今後、他市の報告書を参考にするなど、職員が評価しやすく、また市民の皆様にも分かりやすい報告書となるよう、調査研究をしてみたいと考えてございます。

職務代理者
栃尾委員

栃尾委員。

ありがとうございます。

私も皆さんが頑張っているところをより見てみたいと。それで頑張った人に対しては、声かけて頑張っていますねということを一言申し上げたいと思いますし、是非改善していただけるのであればよろしくお願いたします。

最後、質問です。

ページはありません。

今後の教育委員会の事業がより良くなるために各課長、部長、教育長へご質問させていただきます。

皆さんが部下の见えない努力を知るためにしていることは何でしょうか。順番にお答えいただけるとありがたいです。

職務代理者
教育総務課長

教育総務課長。

それでは、私の場合はより良い事業を行うためには、管理職と職員との連絡を密にする必要があるものと考えております。どんな些細なこ

とでも報告相談してもらい、一緒に考え、アドバイスをすることにより、より良い事務事業につながるものと考えております。

そうすることにより、良い循環といいますか、流れができて、職員の見えない努力につながると考えております。

以上です。

栃尾委員
職務代理者
学務課長

ありがとうございます。

学務課長。

本当はなくすべきなんですけれども、現状として時間外で仕事をしてもらっているというようなところがあります。そういったところでどんなこと、あれどこまでできたのかというようなことを翌日声掛けをしたりとか、あるいは事業案が上がってきたときに、ああ頑張ったね、ありがとうございますというような称賛とか、ねぎらいの声掛けをすることとか、常に職員との会話を多くする、そのことに尽きるかなというふうに考えてやっております。

以上です。

栃尾委員
職務代理者
指導課長

すてきです。ありがとうございます。

指導課長。

私、教頭になったときから心がけていることが、目配り、気配り、心配り、これを心がけております。

以上です。

栃尾委員
職務代理者
生涯学習課長

ありがとうございます。

生涯学習課長。

私としましては、課員との信頼関係を築いていくことだと考えています。具体的には日頃からの日常会話から始まりまして、課員との仕事内容や進捗状況を把握して、必要があれば助言指導を行って円滑な事業ができることと考えております。

以上です。

栃尾委員
職務代理者
教育部長

ありがとうございます。

教育部長。

それぞれ各課長申し上げたこと、本当にそのとおりだと思います。私はこれまでやってきたことを踏まえてお話しさせていただきますと、やはり対話が重要であると思っています。

その対話というのは、些細な会話も含めてなんですけど、当然あと事務事業に対してになるんですけども、その中で恐らく気づきがあるんですよね。その気づきを私は大事にしたいと思っています。その気づきがあることによって、イコールアドバイスにつながっていく、こういうことがある、だったらこうじゃないか、じゃこういう方法を取れるんじゃないの、そのアドバイスがきっとその職員のスキルアップにもなる。そう私は心がけてやってきたかなと思っています。

そういった部分ではそうできる環境というか、関係性を大事にしてい

ければ、きっと頼られる上司にもなるでしょうし、頼られる職員にお互いになっていくんじゃないかと、私はそのようにここまで先輩を見てそう思ったし、私も後輩にそのような接し方をしていきたいと思っています。それが部下への見えない励みにもなっていくと思っています。

以上でございます。

栃尾委員
職務代理者
教育長

ありがとうございます。

教育長。

質問をいただいてふっと考えてぱっと出てこなかったんです。職員の努力を知るために何をやっているかなとつらつらと考えてみたら、4つ具体的なんです。1つ目は、部長や課長のところに行って若手の分からないことや事業の進捗状況について聞きます。その際に、課長から各課員の仕事ぶりや努力、また苦労話なども聞くことができるので、課の様子も知ることができるということ。

2つ目は、今年ではできなかったんですが、出先機関については、年度初めに、5月からいつも7月ぐらいまでかかりますが、全ての教育施設、学校、公民館、図書館、そういったところを回って、これは部課長引き連れて回って、施設の状況や職員との会話を通して状況の把握に努めております。

3つ目は、時々、全部じゃないんですが、教育長決裁に来るものがあるので、職員が教育長室に入ってきます。そのときに分からないことは教えてもらったり、また文書の内容を見て、職員には時間がかかっちゃって申し訳ないんですが、関連した会話をしています。それによって課の職員の動きが見えるということはありません。

4つ目、やっているということではないんですが、これも入るかなと思って、よく各課のフロアに行って、そこにしばらくいます。課長と冗談話をしたりするんですが、それでしばらくそこに滞在していると、職員の電話の受け答えの状況とか、窓口の対応の状況、時々窓口で大きな声を出している市民もいるんですけども、そういった職員の仕事の様子を知ることができればなというようなことをやっています。

以上です。

職務代理者
栃尾委員

栃尾委員。

ありがとうございます。

皆さん答えていただいてありがとうございます。私は皆さんが上司だったら喜んで部下になりたいなというようなお話を聞かせていただいたと思います。

私が心がけているのは、特にやっているのは教育長が言われていた④です。④はよくやっています。この下の1階から上までのフロアをいろいろ見ながら、様子を伺いながら、観察をしながら、すてきな行動を取っている人いるかなというところをよく見て回っています。

もう一つ心がけているのは聴くこと、耳偏のほう。ただ聞くのではなくて、お話を自分の価値基準やジャッジしている固定観念とか全部ここに置いて、その人の話をジャッジせずにありのまま聴くということはいつも心がけています。

今、皆さんからお聞きしたこと、私は組織に属していないので、そういう中で考えられているというところ、私も参考にさせていただいて、皆さんの陰で努力している姿を見られるような委員になりたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

職務代理者

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

寺田委員。

寺田委員

全体的には今回の報告書はすばらしいと思います。1点ずつ質問しますのでよろしくをお願いします。

まず、指導課長ですが、点検評価結果のP18ページ、教育相談の充実で市の相談機関とありますが、できれば具体的な相手先を記入してほしいんですけど、どういう相手先がありますか。

職務代理者
指導課長

指導課長。

こちらは今後、代表的なものを掲載するようにしたいと思うんですけども、主なものとしまして、子ども発達センター、ここが一番関連があるところでございます。

職務代理者
寺田委員

寺田委員。

続いて、学務課長に質問します。

評価まとめについて、P38ページ、安全で安心できる教育環境づくり、1のICT機器の整備についてですが、今年度からタブレット1人当たり1台導入になりましたが、どのように活用し、教育の充実に役立てていくかが問題です。楽しく学べる時間にしてほしいと思いますので、ご意見を伺いたいです。

職務代理者
学務課長

学務課長。

先ほど原山小学校に行っていただきまして、直接参加していただき、それでお分かりの部分もあろうかと思いますが、このICTの活用によりまして、調べ学習、それから表現とか制作活動、また情報モラル教育などにおいてもより充実した学習が期待できると思っております。

当然、そこには職員のスキルがなければなりませんので、職員研修を一層充実させていきたいと考えております。

職務代理者
寺田委員

寺田委員。

ありがとうございます。

これについては、本日見学させていただきまして、非常に充実して楽しそうだったと思います。よろしくお願ひいたします。

続いて、指導課長に質問します。

P 39の情報化社会に対応する教育の推進、1にあるICT導入によることで、教職員の負担にはならないような働き方改革をしていただきたいと思うんですが、どう思いますか。

職務代理者
指導課長

指導課長。

今日もご覧いただきましたように、教職員の事務的業務につきましては、タブレットで子どもたちについてのところだけじゃなくて、ICTの導入によりまして、業務の効率化を図ることができて、教職員の負担軽減に結びつくものというふうに考えております。

ただ、一方で、1人1台の端末を今日ご覧いただいたように児童・生徒の学習で有効に活用できるようになるまで、今、学務課長もお話ししましたけれども、やはり教職員自身の活用スキルの向上、それから活用実践の積み重ねは不可欠になるので、導入後しばらくの間は業務負担はちょっと増えて、早期に働き方改革に結びつくというようなものではないと思うんですけれども、やはり数年かかるのかなというのは実際のところだとは思っています。

以上です。

職務代理者
寺田委員

寺田委員。

よろしくをお願いします。

続いて、生涯学習課長にお尋ねします。

P 42の成人記念式典について、今年度はコロナ対策により初めて新企画による成人式になると思われれます。成人式の運営委員とよく協議の上、すばらしい式典にしてもらうことを心より願っております。よろしくをお願いします。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

ありがとうございます。

今後、運営委員とよく話し合っ、すばらしい式典になるように頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。

寺田委員
職務代理者

以上です。ありがとうございます。

それでは、私から質問を1件と、あと意見を述べさせていただきます。

ページ数は18から19ページです。

栃尾委員からもお話がちょっとありましたけれども、④の適応指導教室事業の推進というところ、小・中学生34名が通室中で、31名が改善があり、良い結果が出ているようですが、近年増加傾向にあります発達障害とか、自閉症、鬱病等の症状がその通室している方々に見られるようなことがありますか。また、これらのことを現場ではどのようにされているかをもう少し具体的にお話しいただけるとありがたいと思います。

指導課長。

指導課長

これは私も教育センターの所長で緑のまきばに携わっていたときにも感じたことですが、やはり特別な支援を要するところからの絡み

で、不登校になってくるような子どもというのは、実際増えているというふうに感じております。私が所長のときには、適応指導教室の支援員から特別支援に関する研修をしたいということで、これは自前の指導主事の講師による研修ですけれども、そういった研修を実施したこともあります。

また、障害面について指導主事ですが支援員が名前を特定することができないんですけれども、支援が必要な子どもたちは増えているというふうには考えています。

それから、発達障害等について、先ほどお話ししましたように研修しているのですが、子どもに応じた対応を心がけて、もし親御さんのほうで、このまきばに通っている子の中で不安感を持って医療機関をというようなときには、必要に応じて紹介するような場合も実際のところはあるといようなところではあります。

以上です。

職務代理者

今の点につきましてですが、特別支援員という方々も今増加傾向にある状況の中で、どれくらいの人数が今、印西市では対応できているでしょうか。わかりますか。

指導課長。

指導課長

申し訳ありません。支援学級に在籍している児童、これが何人かという数字はあるんですけれども、通常学級で特別な支援を必要とする子どもについての人数等に関しましては年に2回特別支援教育担当の指導主事が学校を訪問していて、そのときに学校から上がってきますので、その数字をまとめれば出るとは思います。

ただ、支援学級に在籍している子ども以外に通常学級で支援を必要とする子どもたちはいます。これも相当の数があるのではないかと。今、具体的な数が言えなくて申し訳ないんですけれども、通常学級にもいます。

職務代理者

これも意見ですが、保護者会にあつたまる会での情報交換をすることで得られるもので、どのような対策につながっているのでしょうか。

指導課長。

指導課長

お答えします。

あつたまる会というのは、適応指導教室の保護者会で、不登校の子どもを持つ保護者の孤立感を軽減することが目的の一つになります。同じ悩みを持つ保護者間で交流したり、それから情報共有をしたりすることで、保護者同士の心がつながって悩みが軽くなったり、また新たな気づきにつながったりすることを期待しています。新たな気づきというのは、ご自分のお子さんの困難さといったものですごく悩んでいる方もいると思うんですけれども、ほかの方でもやっぱり同じようなケースもあるし、違うようなケースもあるし、そういったような情報共有がご自分の学校の通常学級に例えばいた場合には、なかなか共有できない部

分があると思うので、そういった意味では大切な会になっていると思っています。

職務代理者

ありがとうございます。

それでは、あとちょっとご意見だけ述べさせていただきます。

今回の点検評価についてですが、今年度の点検評価を拝見いたしまして、今までの内容、取組等々、年度を追うごとに改善点を克服して、細部にわたり事業内容を細かく検討実行され、よい成果が上がっていると判断されます。よって、時代の変革や急速なIT化の促進にも対応されている点や昔から残されている文化財、地域振興を大切に今後も継承されていることがうかがえます。

また、教育の現場でも以後市民が各種団体、大学との連携により、幅広い活動をされているという点がよい結果につながっているのではないかと思います。

今後も費やされる時間を工夫していただき、教育環境の改善に取り組んでいただければ幸いです。

それでは、ほかに質疑はよろしですか。

各委員
職務代理者

なし

これで質疑を終わります。

議案第2号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(その他)
職務代理者

日程第9 その他について何かありますか。

学務課長。

学務課長

印西市新型コロナウイルス感染症の影響による昼食費支援事業実施要綱の制定についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

印西市新型コロナウイルス感染症の影響による昼食費支援事業実施要綱を次のように定める。

令和2年10月13日。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

初めに、資料を4枚ほどめくっていただきまして、今回のこの制定の要旨でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として実施される臨時休校措置の影響により、保護者に生じる昼食準備等に係る経済的負担に対する支援を目的として、就学援助費を支給している準要保護児童・生徒の保護者に対し昼食費を支援する印西市新型コロナウイルス感染症の影響による昼食費支援事業に対し、必要な事項を定めるために要

綱を制定するものでございます。

お手数ですが、また初めに戻っていただきまして、この事業の対象者は第2条にありますように、準要保護児童・生徒の保護者でございます。

支給額は、第3条で児童・生徒一人につき、日額500円としまして、臨時休業日数を乗じて算出した額となり、1か月1万円を上限とするものでございます。

支援金は、2ページ目になりますが、第6条にありますように、校長を経由して対象者に支給するものでございます。

施行期日は公示日である令和2年10月13日でございます。

以上でございます。

今の件につきまして、質疑はありませんか。

なし

ほかにその他何かありますか。

学務課長。

では、引き続きお願いいたします。

印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱の一部を改正する告示の規定について、市長に申し入れたものでございます。資料をご覧ください。

印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年10月1日。

印西市長、板倉正直。

次のページをご覧ください。

改正の要旨でございますが、修学旅行の要件から宿泊を要するものを削るものでございます。

改正理由でございますが、修学旅行の定義につきまして、教育課程編制の基準に関する規定に合わせまして、日帰りの修学旅行についても交付対象とするものでございます。

施行日は公示の日からとなります。

先ほど言いました教育課程編制の基準に関する規定には、修学旅行、遠足は日帰りを原則とするとあります。ただし、最高学年の場合、あるいは特別な事業がある場合は、小学校にあつては1泊2日、中学校にあつては2泊3日まで延長することができるという規定がございますので、そこに合わせるものでございます。

以上でございます。

質疑はありませんか。

なし

よろしいですか。

ほかにその他何かありますか。

職務代理者
各委員
職務代理者

学務課長

職務代理者
各委員
職務代理者

生涯学習課長

生涯学習課長。

生涯学習課でございます。

令和3年成人式記念式典についてご説明いたします。

お手元でございます令和3年印西市成人記念式典実施要項についてご説明いたします。

1目的、成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます。

新成人者が成人記念式典の企画・運営に携わり、様々な面で役割を担っていくことにより、これからの人生に役立ててもらおう。

2主催、印西市・印西市教育委員会。

3主管ですが、印西市教育委員会教育部生涯学習課でございます。

4期日ですが、令和3年1月10日日曜日でございます。

5場所でございますが、松山下公園総合体育館でございます。

6日程でございますが、第1部受付が10時20分から10時50分、式典が11時から11時30分、第2部でございますが、受付が13時20分から13時50分、式典が14時から14時30分となります。

内容でございますが、まずオープニングとして、印西ゆめ太鼓さんの演奏があります。今年につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、事前収録したものを当日映像で見ってもらう予定であります。

その次、開式の言葉ですが印西市副市長。その後ですが国歌斉唱、次に市長の祝辞、その後、成人者意見発表を新成人代表、来賓祝辞を議長、祝電披露を新成人代表、記念品贈呈を新成人代表、成人者代表謝辞を新成人代表です。

裏面に続きまして、スライドショー、閉式の言葉を印西市教育委員会教育長でございます。

7対象でございますが、第1部は印西中学校区、船穂中学校区、西の原中学校区、印旛中学校区、本埜中学校区にお住まいの方でございます。第2部につきましては、木刈中学校区、小林中学校区、原山中学校区、滝野中学校区にお住まいの方でございます。

8来賓につきましては、令和2年度は式典の簡略化、開催時間短縮のため、印西市議会議長のみといたしまして、国会議員、県議会議員、市議会議員の招待は見合わせることにいたします。

9番その他ですが、国会議員、県議会議員、市議会議員よりお祝いメッセージを事前にいただきまして、一覧にして当日配布するほか、メインアリーナ2階で見学できるようにいたします。

以上でございます。

質疑はありませんか。

なし

ほかにその他何かありますか。

寺田委員。

職務代理者
各委員
職務代理者

寺 田 委 員	部長にお願いなんですけれども、今日たまたま実験校でI Tの教室を見学させてもらいましたけれども、非常に生徒も楽しそうで、大型画面があっけ見やすかったんですが、何か聞くところによるとその大型画面は全部の教室に入ってくるには、予算がまだついていないからできないという話を聞いたんですけれども、その辺をできるだけ予算取りで部長に頑張ってもらえればと思ってお願いします。
職 務 代 理 者 教 育 部 長	教育部長。 こちらの大型画面ですけれども、経費をこちらもできるだけ予算確保しながら整備する、あるいは要求しているんですが、いかんせん予算の時期が来てみたらできない感じなんですけれども、一気に普及するのはなかなかできないことは、やはり環境整備というようなことでできるだけ確保しすすめる、これは私も思っております。
職 務 代 理 者 各 委 員 職 務 代 理 者	以上です。 ほかに何かありますか。よろしいですか。 なし これで日程第9 その他を終わります。
教 育 長	それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しいたします。よろしくお願いします。 ありがとうございます。
教 育 長	それでは、事務局から次回の教育委員会会議の開催日について連絡がありますので、教育総務課長お願いします。
教 育 長	教育総務課長。 第12回印西市教育委員会定例会は12月11日金曜日の午後2時から、こちらの41会議室で行う予定でございます。よろしくお願いいたします。
教 育 長	以上です。 次回は12月11日午後2時からでございます。
各 委 員 (閉議の宣告)	その他よろしいでしょうか。 なし
教 育 長	以上で本日の日程、全て終了いたしました。 会議を閉じます。
(閉会の宣告) 教 育 長	以上をもちまして、令和2年第11回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。学校訪問から長かったです、どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

(16時42分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年11月11日

教 育 長 大 木 弘

署 名 委 員 鈴 木 裕 枝